

震度情報の自動放送の運用を開始しました



問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

関連するシステムの構築を進めてきた「地震により当町で強い揺れを観測した場合における震度情報の自動放送」について、平成24年度末にその構築を終え、実際の運用を開始しました。

このシステムは、宮城県の震度ネットワークを活用して、町内2箇所（役場施設内・歌津中学校敷地内）にある震度計から送られてきた情報を解析し、**どちらかの数値が設定震度（震度4）以上の場合に、観測した震度と地震発生によりご注意ください**（防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機）から自動的に放送するものです）。

設定震度を超えたことを確認した場合、直ちに自動放送を開始します

震度計は町内2箇所に存在し、この震度計で観測した震度情報は、役場危機管理課にある震度表示装置にそれぞれ送られてきます。その際、震度計と震度表示装置までの距離などの関係から、それぞれの情報が届くタイミングに若干の時間的な差が生じます。このことから、町内2箇所を観測した震度が異なる場合で、例えば、初めに届いた情報が震度4、後に届いた情

報が震度5弱であったときは、震度4による放送の開始後、その放送を強制的に中断させ、震度5弱の放送を開始します。

東日本大震災時の地震のように強い揺れが重なった場合においても確実にシステムを起動させるための対応となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

地域防災計画（原子力災害対策編）が作成されました

国の原子力災害対策指針などに基づき、南三陸町の区域の一部がUPZ（緊急時防護措置準備区域）に含まれた^{※注1}ことにより、南三陸町防災会議^{※注2}において新たに「南三陸町地域防災計画（原子力災害対策編）」が作成されました。

この計画では、南三陸町の区域におけるUPZの範囲を設定しているほか、原子力災害対策において町や国、県、公共機関といった防災関係機関が担う業務の大綱などについて定めています。今後、原子力災害対策の具体や原子力・放射性物質などといったものについて、広報みなみさんりくなどを通して、随時お知らせしていく予定です。

なお、作成された南三陸町地域防災計画（原子力災害対策編）は、町ホームページに掲載しています。

この他、町では、平成25年度中に南三陸町地域防災計画の全体について、大幅な見直しを行うこととしています。

※注1 原子力災害対策指針において、国際的な基準等に照らし「原子力施設から概ね半径30キロメートルの範

囲」とされています。これに基づき、南三陸町において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は、戸倉地区全域と林行政区・大久保行政区となります。

なお、30キロメートル圏外の地域は、PPA（気体状・粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団が通過する際の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）となりますが、その具体の範囲などは、今後、国の原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載することとされています。

※注2 南三陸町防災会議は、災害対策基本法・南三陸町防災会議条例に基づき設置・組織された会議です。会長を町長とし、国土交通省東北地方整備局、第二管区海上保安本部といった国の機関、宮城県をはじめとした関係自治体、日本赤十字社やJR、NTTなどの公共機関に加え、町内の自主防災組織の代表者などで委員構成されています。

災害への日ごろの備えとして、各ご家庭での「備蓄」にご協力願います

大規模な災害発生時には、食料などが各ご家庭に行き届くまでに相当の時間を要することが予想されます。非常食や飲料水、燃料などは、各ご家庭において3日分程度の備蓄をお願いいたします。「赤ちゃんがいる場合は紙オムツやミルクも備蓄する」といったようにに家族の実情に応じた備蓄を心がけて願います。

また、非常持出品を備え、家族全員で確認してください。「携帯ラジオや乾電池、懐中電灯」といったものほか、「常備薬、補聴器用の電池」といったものも非常持出品に含めるよう心がけて願います。



飲酒運転根絶

5月22日は「飲酒運転根絶の日」です。町内でも飲酒運転による検挙者が後を絶ちません。飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転 しない させない 許さない!!」を台言葉に地域から飲酒運転を根絶しましょう。

